

小松みなみ診療所

指定地域密着型通所介護・はつらつシニア支援事業(従前相当型・基準緩和型) 運営規定

第1章 事業所の所在地

第1条

公益社団法人石川勤労者医療協会小松みなみ診療所（以下「事業所」と記す）の所在地は、石川県小松市下栗津町み1 とする。

第2章 事業の目的および方針

(目的)

第2条

事業者は、介護保険法による地域密着型通所介護及びはつらつシニア支援事業通所型(介護予防通所介護相当サービス・基準緩和型サービス)（以下「はつらつシニア支援事業」と記す）として、要介護状態または要支援状態の高齢者にあつては事業対象者(以下「利用者」と記す)に対し、適正な地域密着型通所介護及びはつらつシニア支援事業のサービスを提供することを目的とする。

(方針)

第3条

- 1、事業所は、介護保険法の基本理念と規定にもとづく介護が行われるよう配慮するとともに、市町村及び地域との結びつきを重視し、他の保険、医療又は福祉サービスとの密接な連携をとりながら、利用者の健康が促進されるよう努めるものとする。
- 2、地域密着型通所介護の提供にあたっては、事業所の職員は、要介護の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活機能の維持または向上を目指し、必要な日常生活を営むことができるように生活機能の維持または向上を目指し、必要な日常生活上の世話および機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図る。
- 3、はつらつシニア支援事業のサービスの提供にあたっては、事業所の職員は、要支援者、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

第3章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種及び員数)

第4条

この事業所には次の職員をおく。但し、必要に応じて職員を増員又は臨時の職員をおくことができる。

管理者	1名	
生活相談員	1名	介護福祉士
看護職員	1名	機能訓練指導員
理学療法士	1名	
介護職員	2名以上	
管理栄養士	1名	
運転手	1名	

(職種内容)

第5条 管理者は介護保険法並びに関係法令及び監督官長の指示等に従い、職員を管理し適切な通所介護が行われるよう配慮する。

(職務従事)

第6条 職員は管理者の命を受けて、次の区分によりそれぞれの職務に従事する。

- (1) 生活相談員、看護職員、介護職員、理学療法士は、管理者の指示にもとづき、サービスの提供を行う。

第4章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第7条

営業日及び営業時間は原則として月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日とし、午前9時10分から午後4時15分までの間とする。~~但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び、5月1日、~~8月15日、年末年始（12月30日から1月3日）の営業は行わないものとする。

第5章 利用定員

第8条 この地域密着型通所介護及びはつらつシニア支援事業を利用できる利用者の上限を1単位18名とし、1日1単位までとする。

第6章 内容及び利用料その他の費用の額

(内容)

第9条 地域密着型通所介護及びはつらつシニア支援事業の内容は次のとおりとする。

- 一 健康状態の観察、バイタルチェック並びに生活指導
- 二 入浴、清拭による清潔の保持
- 三 食事の提供および排泄等の日常生活上の世話
- 四 日常生活動作訓練（機能訓練、各種運動療法、作業療法等）
- 五 各種レクリエーション
- 六 送迎
- 七 その他生活等に関する相談及び助言等、必要なサービスの提供

(サービス提供の記録)

第10条

事業者は提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合は文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供するものとする。

(通所介護計画の作成)

第11条 管理者は居宅サービス計画又は介護予防サービス計画書の内容に沿って利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境等を踏まえ、地域密着型通所介護計画またははつらつシニア支援事業サービス計画（以下「地域密着型通所介護計画等」）を作成する。

- 2 地域密着型通所介護計画等は既に居宅サービス計画等の作成されている場合は、当該居宅サービス計画等の内容に沿って作成する。

- 3 管理者は、地域密着型通所介護計画等の作成にあたってはその内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに当該地域密着型通所介護計画等を利用者 に交付する。また地域密着型通所介護計画等の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行う。
- 4 管理者は地域密着型通所介護計画等の作成後、当該地域密着型通所介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該地域密着型通所介護計画等の変更を行う。

(利用料等)

- 第 12 条 地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 2 その他、地域密着型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については、別記その費用について設定し徴収する。
 - 3 前 2 項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）についての記載した領収書を交付する。
 - 4 地域密着型通所介護の提供の開始にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該のサービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

第 7 章 実施地域

(通常の事業の実施地域)

第 13 条 通常の事業の実施地域は、小松市 とする。

第 8 章 サービスに当たっての留意事項

- 第 14 条 事業者は利用者に対して職員の指示に従って、サービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
- 2 気分が悪くなったときは速やかに申し出ること
 - 3 共有の施設、設備は他の利用者の迷惑にならないよう利用すること
 - 4 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合があること

第 9 章 緊急時等における対応方法

- 第 15 条 地域密着型通所介護及びはつらつシニア支援事業の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 利用者に対する地域密着型通所介護及びはつらつシニア支援事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該 利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。
 - 4 利用者に対する地域密着型通所介護及びはつらつシニア支援事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第9章 非常災害対策

第16条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、前項の規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第10章 その他運営に関する重要事項

(苦情処理の対応)

第17条 地域密着型通所介護及びはつらつシニア支援事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、市町村等からの質問もしくは紹介に応じ、及び市町村等が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第18条 事業者は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いの為のガイダンス」を遵守して適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部へ情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時に取り決めておくものとする。

(衛生管理等)

第19条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底するものとする。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の脳死の為の指針を整備するものとする。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

(研修)

第20条 事業所は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(虐待防止に関する事項)

第 21 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置に適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束)

第 22 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その他利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(地域との連携など)

第 23 条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行うなど交流に努める。

- 2 地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(事業継続計画の策定等)

第 24 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する地域密着型通所介護及びはつらつシニア支援事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント対策)

第 25 条 事業者は、適切な地域密着型通所介護及びはつらつシニア支援事業の提供を確保する観点から、職場において性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(諸記録等の保管)

第 26 条 事業者は、地域密着型通所介護及びはつらつシニア支援事業に関する記録を整備し、その完結から 5 年間保存するものとする。

(規定の改廃)

第 27 条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項の改定は公益社団法人石川勤労者協会小松みなみ診療所管理運営会議が行う。

付則

この規定は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

平成 18 年 10 月 1 日制定
平成 20 年 4 月 1 日改定
平成 26 年 10 月 1 日改定
平成 27 年 8 月 1 日改定
平成 28 年 4 月 1 日改定
平成 30 年 4 月 1 日改定
令和 2 年 2 月 1 日改定
令和 2 年 10 月 1 日改定
令和 3 年 4 月 1 日改定
令和 4 年 5 月 1 日改定
令和 6 年 10 月 1 日改定
令和 7 年 4 月 1 日改定